

こども青少年局

未来の世代を育むまち「よこはま」

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」の実現。

「第2期 横浜市子ども・子育て支援事業計画～子ども、みんなが主役！よこはま わくわくプラン～」に基づき、生まれる前から青少年期に至るまでの、切れ目のない総合的な事業・施策を着実に実施します。

「第2期 横浜市子ども・子育て支援事業計画」における9つの基本施策

- 1 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援
- 2 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進
- 3 若者の自立支援施策の充実
- 4 障害児への支援の充実
- 5 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実
- 6 地域における子育て支援の充実
- 7 ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止
- 8 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実
- 9 ワーク・ライフ・バランスと子ども・青少年を大切にできる地域づくりの推進

子育て支援の推進

■子ども・子育て支援事業計画の推進 （企画調整課）

「第2期 横浜市子ども・子育て支援事業計画～子ども、みんなが主役！よこはま わくわくプラン～」(令和2年度～6年度)に係る施策・事業の点検・評価を行うとともに、次期計画(令和7年度～11年度)を策定します。

■待機児童対策の推進（保育対策課）

あらゆる分野での女性の活躍推進等に伴い増加する保育ニーズに対応するため、既存資源を最大限活用するとともに、保育ニーズの高い地域を重点に、必要な保育所等を整備します。さらに、保育士等の人材確保や、保育の質の確保・向上にも取り組み、待機児童対策を総合的に推進していきます。

■保育所等整備の推進（こども施設整備課）

増加する保育ニーズに対応し、待機児童を解消するため、認可保育所等の新設などにより、受入れ枠拡大を図ります。

建物の内装整備費補助などの手法によって、民間保育所の整備を進めるとともに、教育と保育を一体的に提供する認定こども園の設置を推進します。

また、保育ニーズが高い低年齢児の対策として、小規

模保育事業等の地域型保育事業の設置を促進するとともに、保育所の老朽化に伴う改築についても引き続き取り組めます。

■保育所等の運営（保育・教育運営課）

保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業等を利用した場合に共通の仕組みで、子ども・子育て家庭に質の高い乳幼児期の保育・教育を総合的に提供します。

子どもの健やかな育ちを支えるとともに、保護者の多様な働き方への対応や子育てに対する不安感・負担感の軽減を図るため、多様な保育・教育の場を確保し、乳幼児期の保育・教育の充実に取り組みます。また、幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などを踏まえ、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化を実施しています。

保育所

保育が必要な乳児又は幼児を保育することを目的とする施設です。現在、市内には869施設の保育所(令和6年4月現在)があります。

幼稚園

幼稚園は学校教育法に基づく都道府県の認可を受けて設置された「学校」です。教育課程に基づく教育が受けられます。

現在、市内には217園(休園中を除く)の幼稚園があり、そのうち128園(令和6年4月現在)が市町村の認可を受けた新制度の給付対象施設に移行しています。

認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設です。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型があります。市内には70か所(令和6年4月現在)あります。

横浜保育室

認可外保育施設のうち、保育料や保育環境、保育時間など、市が独自に設けた基準を満たしている施設を横浜保育室として市が認定し助成しています。市内に10か所(令和6年4月現在)あります。

家庭的保育事業

家庭的保育者(家庭保育福祉員)が、0歳児から2歳児までの子どもを対象に、家庭的保育者(家庭保育福祉員)の自宅等で、少人数で家庭的な雰囲気の中、きめの細かい保育を行っています。市内に18か所(令和6年4月現在)あります。

小規模保育事業

借り上げたマンションの一室など、保育所に比べて小規模な施設で、親しみやすく安心が得られる環境の中で、保育を行う事業です。対象は0歳児から2歳児までで1か所あたりの定員は6名~19名です。市内に246か所(令和6年4月現在)あります。

病児保育・病後児保育

生後6か月以降、小学校第6学年まで(施設により第3学年)の病気又は回復期(ケガも含む)の児童を、その保護者が仕事、疾病、事故、出産、冠婚葬祭などやむをえない事由で、家庭で育児を行うことが困難な期間、専用の保育室で一時的に保育します。市内に29か所(令和6年4月現在)あります。

一時保育

保護者等の仕事や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、リフレッシュしたいときなど、保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために児童をお預かり(保育)する制度です。

市内549か所(横浜保育室含む)(令和6年4月現在)で実施しています。

休日一時保育

保護者の仕事の都合などにより、日曜や祝日に家庭で子どもの保育ができないときに、保育所での保育を行います。市内7か所(令和6年4月現在)で実施しています。

24時間型緊急一時保育

保護者の病気やお仕事などで、緊急にお子さんを預けなければならなくなった時、保育所で一時的にお預かりします。夜間・宿泊も含め、24時間365日対応します。

市内2か所(令和6年4月現在)の保育所で実施しています。

乳幼児一時預かり

保護者等の仕事や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、リフレッシュしたいときなど、理由を問わず子どもを一時的に預かります。

市内37か所(令和6年4月現在)で実施しています。

■保育・教育における人材育成等の推進 (保育・教育支援課)

研修・研究の実施及びあり方の検討

保育・教育の質の確保・向上のため、保育所等の職員

向けに研修・研究を実施するほか、園内研修の支援を行っています。横浜で大切にしたい子どもの育ちや学び、保育の方向性を示す「よこはま☆保育・教育宣言」を活用し、種別や公私を問わず、質の高い保育を目指して研修等を実施します。また、会場での研修とオンライン研修の併用により、研修の参加を推進しています。

保育・教育施設等の給食指導

市立保育所には、献立の作成や訪問指導を通して栄養管理や衛生管理を行っています。その他の保育・教育施設等には、適正な給食運営のために必要に応じて運営指導を行っています。

また、市内保育・教育施設等を対象に食物アレルギーや調理実習等の研修会を実施し、給食運営の質の向上を図っています。

■幼保小連携・接続事業(保育・教育支援課)

幼児教育と小学校教育の円滑な接続と双方の教育の充実を図るため、幼保小連携及び接続に関する研究、研修、教育交流等の事業を行っています。オンラインや動画等を活用することにより、地域・施設の状況に応じた研修・交流等、幼保小連携を継続して推進しています。

研修・研究事業

市内に31地区の幼保小連携推進地区と、5地区の接続期カリキュラム研究推進地区を設け、「横浜版接続期カリキュラム」を活用して、カリキュラムの検証や開発を行い、その研究成果を市内に発信しています。

幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校の教諭・保育士同士の接続期研修等を行い、相互理解や教育連携を深めています。

交流事業

各区ごとに、幼保小連携にかかわる教職員合同研修や、園児と児童の交流、保育・授業参観、保護者も参加する「健やか子育て講演会」等を行っています。

■地域における子育て支援の推進(地域子育て支援課、保育・教育運営課、保育・教育支援課)

地域子育て支援拠点

いつでも親子が交流でき、子育て相談、情報提供、利用者支援等の機能を持つとともに、地域の子育て支援活動のネットワークを進め、子育て支援の人材育成機能等も併せ持つ、総合的な子育て支援の拠点を設置しています。令和5年度は、26か所で実施しました。

横浜子育てサポートシステム

地域の中で子どもを預かってほしい人と子どもを預かる人が会員として登録し、会員相互の信頼関係のもとに子どもの預け・預かりを行うシステムです。令和5年度は、66,619件の活動を実施しました。

親と子のつどいの広場

子育て中の親子が気軽に集い、子育てについて同じような不安や悩みを持つ仲間との困らん・交流する場を提供し、子育てに関する不安の解消を図ります。令和5年度は、74か所で実施しました。

子育て支援者の配置

地区センター等の市民利用施設で地域の身近な相談役として保護者の交流支援や子育て相談を実施するほか、子育てグループ活動の場に向いて活動への助言等を行い、地域での仲間づくりを支援することで、安心して子育てができる環境を整備しています。令和5年度は177会場で実施しました。

子育てひろば（認定こども園及び保育所地域子育て支援事業）

地域の親と子が遊び、交流し、相談できる場として、すべての市立保育所及び一部の認定こども園・私立保育所において、園庭開放、育児相談、育児講座等を行っています。令和5年度は、454か所で実施しました。

私立幼稚園等はまっ子広場

幼稚園等の園庭・園舎を利用して、園児や地域の幼児が友達や保護者とともに安全に楽しく遊んで過ごせる場、また保護者同士が子育てについて交流・情報交換できる場を設置しています。令和5年度は、44か所で実施しました。

子育て家庭応援事業「ハマハグ」

子育てを地域社会全体であたたかく見守り、応援する社会的気運を醸成するため、小学生以下の子どもがいる家庭の方や妊娠中の方が、協賛店舗・施設で、設備・備品の利用や割引・優待など子育てを応援するサービスを受けられる事業を実施しています。令和5年度末時点で4,506件の協賛登録がありました。

子どもの居場所づくり支援事業

地域における子どもの居場所づくりを推進するため、月1回以上継続的に活動する「子ども食堂」等に対する補助金の交付や、アドバイザーの派遣による相談支援、フードバンク等と連携した食材確保の支援等を行いました。

■幼児教育の支援（保育・教育運営課）

私学助成幼稚園等に係る施設等利用給付費

幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、私学助成幼稚園等の入園料と保育料について、無償化された利用料に相当する額を園に代理受領方式で支給しています。

私立幼稚園等預かり保育事業

私立幼稚園・認定こども園の施設などを活用して、通常の教育時間の前後に家庭で保育できない場合に、園児の保育を行うことにより、待機児童の解消と多様な保育ニーズに対応しています。

市内223園（令和6年4月現在）で実施しています。

私立幼稚園2歳児受入れ推進事業

保育を必要とする2歳児を対象に、幼稚園の教育・保育資源を活用した長時間の受入れを実施します。令和6年度は、市内17園で実施しています。

私立幼稚園等補助金

幼稚園・認定こども園の施設や設備の充実を目的として補助しています。令和5年度には、272園に対して助成しました。

私立幼稚園等特別支援教育費補助金

特別支援教育の振興を図るため、障害児が在園する幼

稚園等に対し補助しています。

令和5年度には、575人に対して助成しました。

私立幼稚園等施設整備費補助金

幼稚園・認定こども園の良好な教育環境を維持するため園舎の大規模修繕に補助しています。

令和5年度には、26園の大規模修繕に対して助成しました。

私立幼稚園研究・研修補助金

幼児教育の教育水準の向上と発展を図るため、教職員の研究・研修活動を中心とする公益社団法人横浜市幼稚園協会の事業に対し、補助しています。

■社会福祉法人の設立認可、社会福祉法人・施設の指導監査（監査課）

児童を対象とする社会福祉事業の実施を目的として、横浜市内に主たる事業所を置き設立する社会福祉法人の設立認可を行います。

横浜市の所管する社会福祉法人は266法人あり、そのうち、こども青少年局所管法人は102法人です。（令和6年4月1日現在）

また、社会福祉法人・施設等に対して指導監査を実施し、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図っています。

放課後児童の育成及び青少年の自立支援・健全育成

■放課後児童育成施策（放課後児童育成課）

放課後キッズクラブ事業

放課後キッズクラブは、すべての子どもたちを対象に、小学校施設を活用して「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた安全で快適な放課後の居場所を提供することを目的として実施しています。

令和6年4月1日現在の実施か所数は、337か所です。

放課後児童クラブ事業

放課後児童クラブは、就労等により昼間家庭に保護者がいない子どもたちが、安全で豊かな放課後を過ごすために、地域の理解と協力のもと実施しています。

令和6年4月1日現在の実施か所数は229か所です。

特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業

一部の特別支援学校に設置されているはまっ子ふれあいスクールにおいて、学校施設を活用して、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進すること等を目的として実施しています。

令和6年4月1日現在の実施箇所数は、5か所です。

■プレイパークの推進（放課後児童育成課）

子どもたちが公園等の自然環境を活用しながら自由な遊びができるよう、地域が中心となって行うプレイパーク活動を支援しています。

■青少年の自立支援の推進（青少年育成課・青少年相談センター）

横浜市子ども・若者支援協議会

「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、すべての子ども・若者が、他者と交流する中で、自己肯定感を持ち成長できる社会を目指して「横浜市子ども・若者支援協議会」を運営しています。

青少年相談センター

おおむね15歳から39歳までの若者及びその家族を対象に、ひきこもりや不登校など、若者が抱えている様々な問題について、電話相談や来所相談、グループ活動などを通じ、社会参加に向けた継続的な支援を行っています。

所在地 保土ヶ谷区川辺町5-10
TEL 045-752-8366 FAX 045-332-5077

地域ユースプラザ

青少年相談センターの支所的機能を有する施設として、地域において相談、居場所の運営などを通じ、若者の自立を支援しています。

よこはま東部ユースプラザ

所在地 鶴見区鶴見中央3-23-8
TEL 045-642-7001 FAX 045-642-7003

よこはま西部ユースプラザ

所在地 旭区二俣川1-2 二宮ビル3階
TEL 045-744-8344 FAX 045-744-8322

よこはま南部ユースプラザ

所在地 磯子区磯子3-4-23 浜田ビル2階
TEL 045-761-4313 FAX 045-761-4023

よこはま北部ユースプラザ

所在地 都筑区茅ヶ崎中央11-3 ウェルネスセンター
プラザ南ビル3階A号室
TEL 045-948-5503 FAX 045-948-5505

地域若者サポートステーション

ひきこもりや無業状態にある若者及びその家族を対象とした総合相談を実施し、他の支援機関等と連携しながら就労に向けた継続的な支援を行っています。

よこはま若者サポートステーション

所在地 西区北幸1-11-15 横浜STビル3階
TEL 045-290-7234

よこはま若者サポートステーション・新横浜サテライト

所在地 港北区新横浜3-18-6 新横浜TSビル5階
TEL 045-290-7234

湘南・横浜若者サポートステーション

所在地 鎌倉市小袋谷1-6-1 2階
TEL 0467-42-0203

就職氷河期世代相談サポート付集中プログラム事業

就職氷河期世代の方の就職意欲の向上及び就労に資する能力伸長のための「3か月間長期プログラム」、「受講期間中の定期的な面談」及び「受講後の進路調整」を一体的に実施し、支援を行っています。

表1 青少年野外活動センター一覧表

名称	所在地	電話番号
三ツ沢公園青少年野外活動センター	神奈川区三ツ沢西町3-1	045-314-7726
くろがね青少年野外活動センター	青葉区鉄町1380	045-973-2701
こども自然公園青少年野外活動センター	旭区大池町65-1	045-811-8444

よこはま型若者自立塾

不登校やひきこもり状態にあった若者等を対象に、本人が望む自立や生活スタイルの確立に向けたプログラムを提供し、社会的、経済的自立を支援しています。

よこはま子ども・若者相談室

来所や電話相談につながりにくいこどもや若者が気軽に相談できるよう、身近なツールであるSNSを活用した相談を年末年始を含め毎日実施し、必要に応じて専門相談につなげています。

寄り添い型生活支援事業

養育環境に課題がある等支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等が自立した生活を送れるよう、個々の状況に応じた生活・学習支援を行っています。

■青少年育成施策の推進（青少年育成課）

青少年の地域活動拠点

中・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や多世代との交流、社会参加プログラム等の体験活動を行う「青少年の地域活動拠点」を実施しています。

南区 青少年の地域活動拠点

所在地 南区陸町1-15-15 横浜青年館
TEL 045-711-9610

保土ヶ谷区 青少年の地域活動拠点

所在地 保土ヶ谷区天王町1-30-17 MKビルディング1階
TEL 045-334-3042

磯子区 青少年の地域活動拠点

所在地 磯子区磯子3-4-23 浜田ビル2階
TEL 080-4423-1876

金沢区 青少年の地域活動拠点

所在地 金沢区谷津町359
TEL 045-374-4035

青葉区 青少年の地域活動拠点

所在地 青葉区市ヶ尾町1153-2 ライオンズプラザ市ヶ尾201
青葉区市ヶ尾町1153-3 第2カブラキビル301
TEL 045-500-9254

都筑区 青少年の地域活動拠点

所在地 都筑区中川中央1-25-1 ノースポート・モール5階 都筑多文化・青少年交流プラザ
TEL 045-914-7171

栄区 青少年の地域活動拠点

所在地 栄区桂町711 さかえ次世代交流ステーション2階
TEL 045-898-1400

青少年の交流・活動支援事業

所在地 中区桜木町1-1 桜木町びおシティ6階
TEL 045-263-8020

青少年の居場所や活動の場の提供など、青少年の健全な成長を支援し、社会参画に向かう力を育成するため、青少年の交流・活動支援事業を実施しています。

青少年指導員事業

地域社会において青少年の自主的活動とその育成組織活動の推進に取り組む青少年指導員に対し、情報提供や活動支援を行うことにより、青少年育成活動の活発化と効果的推進を図っています。

社会環境改善事業

地域における有害図書類の適正な区分陳列の促進を通して青少年を取り巻く有害環境改善のための取組を行っています。

青少年団体活動補助事業

青少年健全育成活動の充実や効果的な推進を図るため、横浜全域にわたり活動を行っている等の要件を満たす青少年団体に対し補助を行っています。

公益財団法人よこはまユース補助事業

本市と連携し、青少年行政の推進に取り組む（公財）よこはまユースに対し補助を行っています。

■青少年関係施設の運営（青少年育成課）

野島青少年研修センター

所在地 金沢区野島町24-2（野島公園内）
TEL 045-782-9169

体験学習・集団活動を通して青少年の育成を図るとともに、青少年指導者・育成者の研修活動を支援する宿泊研修施設として、昭和53年開館、平成5年に移転新築しました。

青少年育成センター

所在地 中区住吉町4-42-1 関内ホール地下1・2階
TEL 045-664-6251

青少年指導者・育成者の養成や活動支援を通して青少年育成活動の推進を図る拠点施設として、昭和61年に開館しました。

横浜こども科学館（はまぎん こども宇宙科学館）

所在地 磯子区洋光台5-2-1
TEL 045-832-1166

科学のふしぎ・面白さの体験を通じて、青少年の創造性を育む拠点施設として、昭和59年に開館しました。

ネーミングライツスポンサーである横浜銀行との連携を密にし、宇宙や科学を身近に感じてもらうためのイベントを行っています。

青少年野外活動センター

青少年に自然環境における共同生活の場を提供することにより、その心身の健全な発達を図る施設として、青少年野外活動センターを運営しています。（表1一覧表）

こども福祉保健施策の推進

■児童虐待対策

児童相談所での取組（児童相談所）

児童相談所は、次代を担う子どもたちの健やかな成長と幸せを願い、児童福祉法により設けられた専門の相談機関です。18歳未満の子どもに関する様々な相談に応じています。相談に対して助言や他機関へのあっせん、継続的な支援を行うほか、児童の一時保護や児童福祉施設への入所、里親への委託等を行っています。

<主な相談内容>

- ・子どもの養育に関する相談
- ・障害のある子どもの相談
- ・非行のある子どもの相談
- ・性格や行動、しつけの相談
- ・子どもの進路や適性、学業の相談
- ・里親に関する相談

居住区に応じて、次の児童相談所で相談を受け付けています。

中央児童相談所（鶴見・神奈川・西・中・南区）

所在地 南区浦舟町3-44-2
TEL 045-260-6510 FAX 045-262-4155

西部児童相談所（保土ヶ谷・旭・泉・瀬谷区）

所在地 保土ヶ谷区川辺町5-10
TEL 045-331-5471 FAX 045-333-6082

南部児童相談所（港南・磯子・金沢・戸塚・栄区）

所在地 港南区丸山台1-9-10
TEL 045-349-0122 FAX 045-840-1258

北部児童相談所（港北・緑・青葉・都筑区）

所在地 都筑区茅ヶ崎中央32-1
TEL 045-948-2441 FAX 045-948-2452

電話児童相談室（電話相談専用）

TEL 045-260-4152
電話で相談できる電話相談室を設けています。

よこはま子ども虐待ホットライン

TEL 0120-805-240
児童虐待に関する相談や通告を、24時間365日、フリーダイヤルで受け付けています。

区役所での取組（こどもの権利擁護課）

児童虐待に関する相談や通告は、お住まいの区役所でもお受けしています。

各区こども家庭支援課

（平日 月～金 午前8時45分～午後5時）

青	葉	区	045-978-2460
旭		区	045-954-6160
泉		区	045-800-2339
磯	子	区	045-750-2529
神	奈	川	045-411-7172
金	沢	区	045-788-7709
港	南	区	045-847-5612
港	北	区	045-540-2388
栄		区	045-894-8519
瀬	谷	区	045-367-5608
都	筑	区	045-948-2349
鶴	見	区	045-510-1814
戸	塚	区	045-866-8388
中		区	045-224-8345
西		区	045-320-8469
保	土	ヶ	045-334-6396
緑		区	045-930-2552
南		区	045-341-1153

■ひとり親家庭への援助（こども家庭課）

母子父子寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭・父子家庭・寡婦の経済的自立を助け、生活意欲の向上を図るとともに、その扶養している児童の福祉を増進するために、修学資金など12種類の資金を貸し付けています。

ひとり親家庭への日常生活支援

就職活動や病気などのために、一時的に乳幼児の保育や食事の準備、買い物、掃除等の家事が困難になっている母子家庭・父子家庭・寡婦に、家庭生活支援員を派遣しています。

児童扶養手当

18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある（中度以上の障害がある場合は20歳未満）児童を養育するひとり親家庭の父、母、または父母に代わって養育している方に手当を支給する制度です（所得制限があります）。

母子家庭・父子家庭への自立支援給付金の支給

母子家庭の母又は父子家庭の父が、就業に必要な資格を取得するための講座を受講するか、学校に通う場合、受講料の一部や生活費を支給し、経済的な自立を手助けします。

母子家庭等就業・自立支援センター事業

就業経験・情報や取得技能の不足から、厳しい雇用環境にある母子家庭の母等を対象に、セミナーや個別相談・職業紹介等を実施し、自立に向けた就労支援を行います。

ひとり親世帯フードサポート事業

物価高騰等により困窮しているひとり親世帯のために、母子福祉団体が実施する食品配布会の運営費用を助成しています。

■保護を要する児童への援助（こどもの権利擁護課）

児童の保護措置

児童福祉法に基づいて、保護を要する児童を各種児童福祉施設・里親に措置・委託しています。

また、母子生活支援施設、児童養護施設及び児童自立支援施設を各1施設設置運営しています。

表2 横浜市所管の児童福祉施設 令和6年4月1日現在

種別	区分		
	合計	公立	私立
母子生活支援施設	8	1	7
助産施設	12	3	9
児童養護施設	11	1	10
児童自立支援施設	2	1	1
乳児院	3	—	3
児童心理治療施設	1	—	1
児童家庭支援センター	18	—	18
合計	55	6	49

里親制度

里親制度は親の病気や死別、離婚、虐待等の様々な事

情により、家庭で生活することができない子どもたちを、里親が家族の一員として迎え入れ、温かい愛情と家庭的な雰囲気の中で養育しています。

ファミリーホーム

様々な事情で家族と一緒に生活することができない児童を、一定の経験を有する里親が、地域の中にある一般の住居で、少人数制で養育しています。

自立援助ホーム

義務教育終了後、児童養護施設等を退所して自立を目指す児童等について、ホーム職員と一緒に生活しながら、自立が図れるよう援助しています。

■児童手当（こども家庭課）

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、養育者に手当を支給する制度です。

令和6年9月分まで（月額） ※所得制限あり

第1・2子		多子（第3子以降）	
3歳未満	15,000円	出生～小学生	15,000円
3歳～中学生	10,000円		中学生
高校生年代	0円	高校生年代	0円

※多子加算の算定：高校生年代（18歳年度末）まで
 ※所得制限超過者は一律 月額5,000円
 ※所得上限超過者は支給なし（令和4年6月～）

令和6年10月分から（月額） ※所得制限なし

第1・2子		多子（第3子以降）	
3歳未満	15,000円	出生～小学生	30,000円
3歳～中学生	10,000円		
高校生年代	10,000円	高校生年代	

※多子加算の算定：22歳年度末まで（親等の生計費負担がある場合に限る）

■低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親・ひとり親世帯以外分）（こども家庭課）

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、児童一人あたり5万円を支給しました。

■女性福祉相談（こどもの権利擁護課）

専門の職員が各区福祉保健センターで、女性が抱える様々な問題に対して相談に応じ、支援を行っています。緊急に保護を必要とする場合には一時的に施設などへの入所を実施します。

■横浜市DV相談支援センター（こどもの権利擁護課）

配偶者等からの暴力について、専用電話にて相談を受け付けています。

TEL 045-671-4275

（月～金 9：30～16：30）

※祝日・年末年始を除く

TEL 045-865-2040

(月～金 9:30～20:00、土日・祝日 9:30～16:00)

※第4木曜・年末年始を除く

■こども家庭相談（こども家庭課）

保健・福祉の連携により、妊娠期・乳幼児期から思春期までの子どもと保護者を対象とした子育てに関する相談や情報提供を各区の福祉保健センターで実施しています。

■ヤングケアラーへの支援（こども家庭課）

ヤングケアラーを見守り、支える環境づくりとして、広く市民に向けた広報・啓発や関係機関向け研修を実施しています。また、ピアサポートやオンラインサロンを実施する支援団体への補助等を行っています。

また、令和6年4月から、子ども・若者が気軽に相談できるようにするため、「よこはま子ども・若者相談室」の相談メニューの一つとして、新たにヤングケアラーに関するSNS相談を開始しました。

■母子保健（地域子育て支援課）

妊産婦・乳幼児の健康の保持増進を図るため、妊娠期、乳幼児期から思春期までのライフステージに応じた母子保健施策を関係機関との連携・協力のもとに体系的に実施しています。

妊産婦に対する健診及び相談等

妊産婦に対する健康診査と保健指導は、疾病や異常を早期に発見するための機会として、また疾病等の発症を予防するためにも非常に重要です。特に妊産婦への適切な指導は、妊娠高血圧症候群等の疾病や産後うつを未然に防ぐことにもつながります。このため、母子健康手帳・妊婦健康診査費用補助券（14回分）・産婦健康診査費用補助券（2回分）の交付、母親（両親）教室の開催、母性相談等の事業を行っています。

こんにちは赤ちゃん訪問

子育ての孤立化を防ぐため生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を対象に、横浜市が委任した地域の「こんにちは赤ちゃん訪問員」が訪問し、玄関先などで出産後に利用できるサービスや地域の子育て情報を提供しています。

母子訪問指導

妊娠、出産、育児に関する必要な保健指導を行うため、妊産婦、新生児、未熟児等に対して、保健師・助産師等が家庭を訪問して保健指導を実施しています。

また、必要に応じ、関係機関との連携強化に努めています。

乳幼児健康診査等

乳幼児の健やかな発育・発達や疾病等の予防と早期発見のため、健康診査と保健指導を実施しています。新生児聴覚検査、先天性代謝異常症等検査、視聴覚検診等の検査のほか、1歳までに医療機関で受ける乳児健康診査と区福祉保健センターで受ける4か月児・1歳6か月児・3歳児の健康診査を行い、乳幼児の発育や発達を節目で確認し、発育や子育てなどに関して専門相談を行っています。

母子歯科保健

乳幼児期の歯科疾患の予防及び口腔機能（食べる機能等）の発達を図り、健全な発育を支援するため乳幼児歯科健康診査（4か月児、1歳6か月児、3歳児）及び乳幼児歯科相談、1歳6か月児歯科健診事後指導事業を行っています。

また、妊産婦の歯科疾患を予防し、母体の健康を保持増進させることを目的に妊婦歯科健康診査や妊産婦歯科相談を実施しています。

妊娠・出産サポート事業

妊娠・出産の不安や悩みを抱えた方が、電話やメール及びLINEで相談できる「にんしんSOSヨコハマ」を運営しています。

不妊・不育相談

・一般不妊・不育相談

各区福祉保健センターの「女性の健康相談」で、助産師や保健師が一般的な不妊・不育相談を行っています。

・その他各種相談

不妊や不育について悩みを抱える方の精神的な負担・不安の軽減を図るため、不妊・不育専門相談、不妊・不育心理専門相談、LINEで相談できる「ヨコハマ妊活SNS相談」を行っています。

■出産・子育て応援金（地域子育て支援課）

国の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月）における、少子化対策、こども・子育て世代への支援として、出産・子育て応援事業を実施しました。妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援（出産・子育て応援金）を一体として実施しています。

出産応援金：妊娠届を提出した妊婦に対して、5万円
子育て応援金：生まれた児童の養育者に対して、児童1人あたり5万円

■障害児とその家族への支援

（障害児福祉保健課、こども家庭課）

未就学児への支援

市内8か所の地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターにおいて、療育に関する相談、診療・評価、集団療育及び保育所等への支援を行っています。

また、発達障害児等の増加を踏まえ、日常生活上の基本動作の指導、集団への適応訓練等を行う児童発達支援事業を実施しています。令和6年4月時点での事業所数は265か所です。

学齢障害児への支援

学齢期の障害児が放課後や長期休暇等をのびのびと過ごすため療育や余暇支援を受けられるよう、放課後等デイサービス事業を実施しています。令和6年4月時点での事業所数は500か所です。

また、中学校期以降の、主に発達障害児を対象に、診療や相談支援を行う学齢後期障害児支援事業を実施しています。

障害児施設の整備

より望ましい生活環境を確保するために社会福祉法人が行う、施設の再整備にかかる建設費等を助成しています。

特別児童扶養手当

精神、知的または身体障害等で、政令に定める程度以上の障害がある20歳未満の児童を養育している方に手当を支給する制度です（所得制限があります）。

その他の支援

地域訓練会に対する運営費助成、身体障害児者に対する奨学金の支弁、訓練・介助器具購入費の助成、契約で障害児入所施設を利用する場合の利用者負担助成等を行っています。

表3 横浜市所管の障害児施設数 令和6年4月1日現在

施設種別	施設数	定員
福祉型障害児入所施設	5	180人
医療型障害児入所施設	3	295人
児童発達支援センター (地域療育センター及び 総合リハビリテーションセンター)	9	600人

ワーク・ライフ・バランス等の推進

■ワーク・ライフ・バランス等の推進 (企画調整課、地域子育て支援課)

社会全体で子育てに取り組む機運を醸成し、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、冊子等を作成・配布し、啓発を行います。また、祖父母世代を対象に、地域の子育てへの参加促進を目的とした啓発冊子を作成し、地域子育て支援拠点等で実施される講座などで活用します。

父親の育児支援として、地域の身近な施設等において父親育児支援講座を実施するほか、父親の子育てをテーマとしたウェブサイト等による情報発信を行います。

子どもの貧困対策の推進

■子どもの貧困対策の推進（企画調整課）

横浜の将来を担う子どもの育ちや成長を守り、貧困が連鎖することを防ぐため、令和4年3月に策定した「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に基づき、子どもの生活・学習支援の実施や、困難を抱えやすいひとり親家庭や児童養護施設等を退所した子どもへの支援に取り組めます。